

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	築地魚市場株式会社
【英訳名】	TSUKIJI UOICHIBA COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 猛
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地五丁目2番1号
【電話番号】	東京(03)3541局6130番
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経理部長 大竹 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地五丁目2番1号
【電話番号】	東京(03)3541局6130番
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経理部長 大竹 利夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1株につき金3円(総額67,328,724円)の期末配当を実施する。

第2号議案 定款一部変更の件

東京都中央卸売市場築地市場が豊洲へ移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものとし、附則を設けて、取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生ずるものと決定する。

第3号議案 株式併合の件

当社株式について10株を1株にする併合を行い、発行可能株式総数について8,000万株を800万株に変更することと決定する。なお、平成28年5月9日開催の取締役会で決議した単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)ならびに本株式の併合及び発行可能株式総数の変更が効力を生じる日は、平成28年10月1日(土曜日)である。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、吉田猛、木村洋介、桶田晴生、関均、村野智基、大竹利夫、村山弘晃、石川誠、重田親司の9氏を選任する。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役として、伊藤隆、室谷和彦、長沼徹の3氏を選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として、角野崇雄氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	12,915	78	90	(注)1	可決(98.72%)
第2号議案 定款一部変更の件	12,910	83	90	(注)2	可決(98.68%)
第3号議案 株式併合の件	12,842	151	90	(注)2	可決(98.16%)
第4号議案 取締役9名選任の件				(注)3	
吉田 猛	12,890	102	90		可決(98.53%)
木村 洋介	12,874	118	90		可決(98.41%)
桶田 晴生	12,899	93	90		可決(98.60%)
関 均	12,902	90	90		可決(98.62%)
村野 智基	12,898	94	90		可決(98.59%)
大竹 利夫	12,900	92	90		可決(98.61%)
村山 弘晃	12,896	96	90		可決(98.58%)
石川 誠	12,897	95	90		可決(98.59%)
重田 親司	12,895	97	90		可決(98.57%)
第5号議案 監査役3名選任の件				(注)3	
伊藤 隆	12,890	102	90		可決(98.53%)
室谷 和彦	12,908	84	90		可決(98.67%)
長沼 徹	12,884	108	90		可決(98.48%)
第6号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)3	
角野 崇雄	12,912	81	90		可決(98.69%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上